

最高検企第127号  
令和3年4月21日

山 中 理 司 殿

検事総長 林

眞 琴



裁決書謄本の送付について

令和2年7月7日になされた審査請求について、裁決を行ったので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）51条2項の規定により、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

## 裁 決 書

審査請求人

住 所 大阪市北区西天満4丁目7番3号  
冠山ビル3階 林弘法律事務所  
氏 名 山 中 理 司

上記審査請求人から令和2年7月7日になされた行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）9条の規定に基づく行政文書の不開示決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文  
本件審査請求を棄却する。

### 事案の概要

- 審査請求人は、令和2年5月20日、大阪高等検察庁検事長（以下「処分庁」という。）に対し、行政文書開示請求書を郵送した。
- 処分庁は、同月21日付けで受理した審査請求人の行政文書開示請求に対し、令和2年7月6日、行政文書不開示決定（以下「原処分」という。）を行い、行政文書不開示決定通知書を審査請求人宛て郵送した。
- 審査請求人は、同月7日、検事総長に対し、原処分について審査請求をした。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

法3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年7月6日付け大高企第188号により処分庁が行った原処分を取り消すとの決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によるところ、おおむね以下のとおりである。なお、添付書類は省略する。

##### (1) 審査請求書

個別の刑事事件とは別に、判決後の実刑収容の実態として、刑の執行確保に



重大な支障が生じている状態が発生しているかどうかを調査した文書は存在すると思われるところ、そのような趣旨で作成された文書は「訴訟に関する書類」には該当しないといえる。

## (2) 意見書

特定個人の特定事案に関して最高検察庁が作成し、又は取得した文書（刑事案件の捜査等に関する文書）は、法5条4号に該当するとはいえる、「訴訟に関する書類」には該当しないとされている（資料1）。

そのため、その作成過程が捜査報告書と何ら異なることはないというだけの理由により、本件開示請求に係る行政文書が「訴訟に関する書類」に該当するとはいえない。

## 理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「判決後の実刑収容の実態として、刑の執行確保に重大な支障が生じている状態が発生しているかどうかについて、大阪高検が作成した文書（最新版）」（以下「本件対象文書」という。）の開示を求めていいるものであるところ、処分庁は、本件対象文書は、「訴訟に関する書類」に該当し、その請求からして、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）53条の2第1項の規定により、法の適用が除外されるとして不開示の原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めていいることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書に対する法の適用の可否について検討する。

### 2 本件対象文書に対する法の規定の適用の可否について

#### (1) 「訴訟に関する書類」の意義

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であり、それらは、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成又は取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑訴法47条により、公判開廷前における「訴訟に関する書類」の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑訴法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法（40条、47条、53条、299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件・開示手続等が自己完結的に定められていること、③類型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、「訴訟に関する



書類」については、法の適用除外とされたものである。

また、刑訴法53条の2は、法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外について規定しているところ、同条が、その適用除外対象について、「訴訟記録」だけに限らず、「訴訟に関する書類」と規定していることから、被疑事件・被告事件に関して作成された書類及び押収物の全てが同項の規定する「訴訟に関する書類」に該当し、訴訟記録のほか、不起訴記録等も含む趣旨であると解することが相当である。

## (2) 「訴訟に関する書類」該当性

### ア 本件対象文書について

(ア) 本件開示請求に係る検査報告書は、控訴審判決後、個別の刑事事件に係る弁護人等からの保釈請求があった際に、当該保釈請求に対する検察官の意見書に添付する報告書である。

(イ) 検査請求人が開示請求する行政文書（本件対象文書）は、上記（ア）の検査報告書を作成する上で必要とする文書である。なお、検査請求人は、当該検査報告書については、訴訟に関する書類として開示できないことは分かっている旨述べている。

(ウ) 本件対象文書は、当該検査報告書の内容である、保釈中に判決宣告のあった被告人に関する調査結果を作成するための基礎資料として作成した文書である。

### イ 検討

検査報告書の写しを確認したところに加え、本件対象文書の見分結果等によれば、上記（ア）ないし（ウ）の内容に不自然、不合理な点は認められない。

そうすると、本件対象文書は、刑事事件の検査、公判の過程で作成又は取得された文書であると認められる。

## (3) 以上によれば、本件対象文書は、刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当するものと認められるから、法の規定は適用されないものである。

## 3 結論

以上のことから、本件対象文書につき、刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当し、法の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象文書は同項に規定する「訴訟に関する書類」に該当すると認められるので、妥当である。

また、情報公開・個人情報保護審査会の答申においても、同様の判断が示されているところである。

よって、主文のとおり裁決する。

※1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、審査庁の所属する国を被告として（訴訟において審査庁の所属する国を代表する者は法務大臣



となります。), 裁決の取消しの訴えを提起することができます。

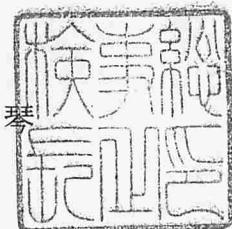
ただし, この裁決の取消しの訴えにおいては, 不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として, 裁決の取消しを求めるることはできません。

- 2 また, 上記の期間が経過する前に, この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は, 裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお, 正当な理由があるときは, 上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和3年4月21日

検事総長 林

眞





この写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和3年4月21日

最高検察庁総務部企画調査課長 佐藤修司

